

京都府の省エネ・節電対策について

令和 2 年 11 月 27 日
京都府地球温暖化対策推進本部

今冬も関西広域連合では、地球温暖化防止のため、「関西冬のエコスタイル」として冬季の省エネを呼びかけることとしているため、本府においても、関西広域連合と足並みをそろえ、府民・事業者に広く省エネを呼びかけます。

一方、京都府においては、これまでから電力需給のひっ迫を回避するため、率先して省エネ・節電対策に取り組んできました。今冬は安定した電力需給が予測されていますが、冬季はエネルギー消費量が増加する時期であるため、地球温暖化防止及び節電型社会の実現に向け、省エネ行動を徹底する取組を実施していきます。

1 府民・事業者等への省エネの呼びかけ

◆期 間 令和 2 年 12 月 1 日(火)～令和 3 年 3 月 31 日(水)

※新型コロナウイルス感染症対策等健康に最大限配慮した上で省エネに取り組んでいただくよう呼びかけ

<府民向け>

○温室効果ガスの排出を抑え、地球温暖化を防止するために「関西冬のエコスタイル」として、冬の省エネ行動の選択をしていただけるようポスター・ちらしにより呼びかけを実施

(冬の省エネの取組例)

- あたたかい服装をしよう
- 厚手のカーテンで保温をしよう
- あたたかい食事や飲み物で温まろう
- マフラーや手袋などあたたかい小物を使おう
- 暖房は室温 20℃を目安に
- 省エネ家電を選ぼう
- 運動やストレッチで体を温めよう

<事業者向け>

○関係団体を通じた呼びかけを実施

2 省エネの取組に係る府の支援等

<家庭向け>

○省エネ・節電相談所の開設

○家庭向け自立型再生可能エネルギー設備補助金(市町村によっては今年度の受付が終了しています。お住まいの市町村にご確認ください。)

- スマート・エコハウス促進融資
- 京都再エネコンシェルジュによる支援

<事業者向け>

- 自立型再生可能エネルギー設備等導入補助事業
- 省エネ・節電・EMS診断事業
- 中小企業知恵の経営ステップアップ事業
- 京-V E R創出促進事業（今年度の受付は終了しました。）
- スマートファクトリー促進支援事業（今年度の受付は終了しました。）

<要配慮者向け>

- 難病の在宅療養患者に対する相談窓口の設置

3 京都府庁の省エネ・節電対策

◆期 間 令和2年12月1日(火)～令和3年3月31日(水)

※適宜窓の開放等による換気を行うなど新型コロナウイルス感染症対策にも留意しつつ実施

<勤務スタイル>

- 第1・第2ノー残業デー、グループ定時退庁デー、府庁育児の日（毎月19日の取組徹底、定時退庁の推進及び20時までの退庁の励行など時間外勤務の縮減に努める。

<エコ行動の徹底>

- 職場において暖房を使用する場合は、室温が19℃になるように設定する。
- 府立の公共施設や府主催の会議・イベントの会場等においても、可能な限り室温が19℃になるように設定する。
- 重ね着（ウォームビズ）など空調の適温管理に対応した能率的な服装を励行する。
- ペーパーレス化を徹底し、コピー機、プリンターの使用を削減する。
- 勤務時間前や昼休みは、原則として完全消灯を実施する。
- やむを得ず時間外勤務を行う場合、必要箇所以外の消灯を徹底する。
- パソコンのバッテリー駆動を行う。（13時～16時の間で可能な時間）
- エレベーターの利用を控え、階段の利用に努める。—2アップ3ダウン運動—

<電力ひっ迫時（使用率97%超）の対応>

- エレベーターを1/2停止。